

第一の 財形住宅貯蓄

財形住宅貯蓄積立保険

「ご契約のしおりー約款」に記載の「ご契約についての大切なこと」について変更があります。ご一読のうえ、「ご契約のしおりー約款」とともに保管ください。

◆2025 年 4 月 1 日付で「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことにより、「財形住宅貯蓄積立保険」の持家を取得する際の非課税要件が一部改正されました。

「ご契約についての大切なこと」中の「11.生存給付金のお支払い」について、＜取得する住宅の主な要件＞が次のとおり変更となりますので、ご請求にあたってはご注意ください。

◆＜取得する住宅の主な要件＞の変更内容

項目	変更前要件	変更後要件（2025 年 4 月現在）
床面積	床面積が 50 m²以上であること。 ただし、新築または建築後未使用の住宅で、次のいずれかに該当する場合は、床面積が 40 m²以上であること。 ・2023 年 12 月 31 日までに建築確認を受けたもの。（※ 1） ・2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの間に建築確認を受け、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅であること。（※ 2）	床面積が 50 m²以上であること。 ただし、新築または建築後未使用の住宅で、次のいずれかに該当する場合は、床面積が 40 m²以上であること。 ・2023 年 12 月 31 日までに建築確認を受けたもの。（※ 1） ・2024 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの間に建築確認を受け、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅であること。（※ 2）

※1 2022 年 4 月 1 日以降に契約者（被保険者）が所有し居住するために取得する住宅に適用します。

※2 2024 年 4 月 1 日以降に契約者（被保険者）が所有し居住するために取得する住宅に適用します。

今後、法令の改正により内容が変更になる可能性があります。